

消防団の概要

京都市の消防団は、各行政区に設けられた 11 の消防団とおおむね学区単位に設けられた 205 の消防分団と特定の活動を行う機能別分団である機甲分団と応急救護分団をもって組織しています。

消防団は、消防局との力強い連携により、火災、震災その他の非常災害時における警戒防御活動を行うとともに、市民の防火・防災に対する意識と対応力を高めるため、昼夜を分かたず活動しています。

消防団のあゆみ

江戸時代、京都には、主に禁裏（御所）の防衛に当たっていた「常火消し」と各町で組織されていた「町方火消し」があったといわれています。この「町方火消し」が明治 9 年に「消防組」、昭和 13 年ごろから「警防団」に改組され、昭和 23 年に「消防団」となって今日に至っています。

このように、京都市の消防団は、その前身となる町方火消しが誕生してから 300 年余りの長い歴史と輝かしい伝統に支えられています。

消防団の組織

消防団は、消防団本部と分団で組織されています。

■ 消防団本部

消防署に設置され、団長と総務・予防・警防・教育を担当する副団長で構成されています。

■ 消防分団

分団本部と部によって組織され、分団本部は分団長 1 名と総務・予防・警防・教育を担当する 4 名の副分団長で構成されています。部は、各分団の地域事情に応じて編成され、それぞれの担当地域で部長を中心に市民指導や情報収集、広報活動などを行っています。

■ 機甲分団

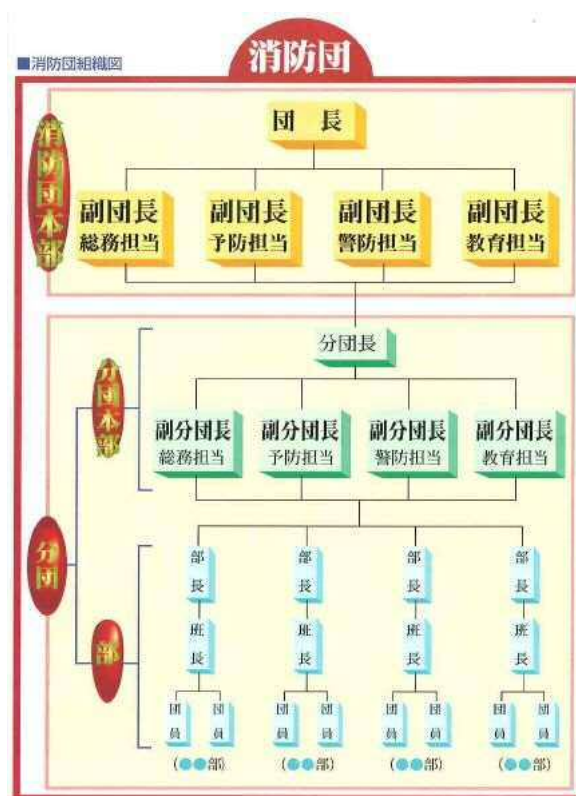
平成 21 年 11 月に創設され、分団長と分団員で構成されています。クレーン車などを所有する事業所の従業員が、大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に、重機を活用した人命救助に特化した活動を行います。

■ 応急救護分団

平成 22 年 3 月に各消防団に創設され、分団長と分団員で構成されています。応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護活動に特化した活動を行います。

消防団の階級

市長から任命された消防団長は、市長の承認を得て消防団員を任命します。消防団員は、団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員の 7 つの階級に分けられ、災害現場活動等での指揮命令系統が明確にされています。



平常時の活動

地域の防火・防災リーダーとして、自主防災組織など地域住民の災害対応力を向上させるために指導や訓練を行うとともに、地域の訪問防火指導や巡回パトロール等を実施し、火災予防の推進活動を行っています。



京都市消防出初式における一斉放水訓練



秋の火災予防運動における予防広報活動

災害時の活動

■ 火災現場活動

火災現場活動では、警戒区域の設定と群集整理、人命救助と避難誘導、物件の搬出と保護、飛び火の警戒、消火活動の支援、鎮火後の警戒などを行います。また、火災の状況により、配置器材を活用した消火活動を行って早期鎮圧を図り、消防隊到着後は協力して一体的な活動を行います。

■ 震災その他の非常災害時の活動

阪神・淡路大震災を契機に市内の全消防団に配置した小型動力ポンプや救助器材などの装備を活用して、震災その他の大規模な災害時に消火活動や救助活動などを行います。

京都市消防団総合査閲

各消防団から選抜された 11 分団が一堂に会し、消防団員として必要な規律を身に付ける礼式訓練及び小型動力ポンプを使用した消防訓練の披露を通じて、消防団の結束力及び災害対応力の更なる向上を目指します。



[平成 29 年度の消防団の取組はこちら（年報）](#)
[消防団関係の統計はこちら](#)

消防団充実強化のための取組

全国的に消防団員は減少しており、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることから、平成 25 年 12 月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であり、国及び地方公共団体は消防団の強化及び加入を促進するため、必要な措置を講ずることとされていることから、京都市においても消防団員の確保、消防団の活性化等に積極的に取り組んでいます。



消防団充実強化実行チームによる企画会議

■ 消防団充実強化実行チームの活動

平成 25 年度に開催した 35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため、

平成 26 年 4 月に有志の消防団員 67 名が集まり、「消防団充実強化実行チーム」を結成しました。

同委員会でも多く意見が出された「広報」、「交流」、「教育」に関するテーマごとに各チームに分かれ、消防団員が様々なプロジェクトを企画立案し、実現に向けて取り組んでいます。



● 広報

- ・ フェイスブックページ「おこしやす消防団」の開設、運営
- ・ 入団促進活動
- ・ 消防団紹介リーフレットの作成
- ・ 消防団活動紹介パンフレットの作成

● 交流

- ・ 消防団フェスタの開催

第 1 回 平成 26 年 11 月 30 日

下京区 梅小路公園

第 2 回 平成 27 年 11 月 29 日

下京区 梅小路公園

第 3 回 平成 28 年 11 月 27 日

左京区 岡崎公園

第 4 回 平成 29 年 11 月 26 日

下京区 梅小路公園

- ・ 消防団事例発表会「集まれ、団員の WA」の開催（平成 29 年 2 月 18 日）



第 4 回京都市消防団フェスタ

● 教育

- ・ 消防団員教育用ホームページへ掲載する動画の作成
(小型動力ポンプ操法実施要領の詳細版、応急手当)
- ・ 応急手当の出前教養の実施
- ・ 女性及び学生消防団員意見交換会の開催

■ 消防団防災ハイスクール

平成 23 年度から高校生を対象に実施していた「消防団一日体験入団プログラム」を、参加者の増加を図るために刷新し、平成 27 年度から消防団員が地元の高校生に、消防団活動の説明や放水訓練指導等を行い、消防団活動への理解を深めてもらうとともに、消防団への入団促進を図る取組です。



消防団防災ハイスクールにおける放水訓練

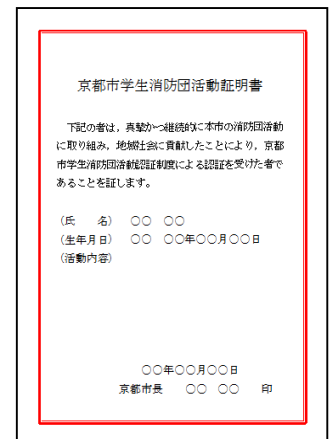
■ 学生消防団活動認証制度

平成 27 年度から、大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する「京都市学生消防団活動認証制度」を開始しました。認証を受けた学生には、企業等に提出するための「京都市学生消防団活動証明書」を交付し、就職活動を支援しています。

【認証対象者】

次のいずれかに該当している方が対象です。

- ・ 本市の消防団員で、大学等の在学中に本市の消防団員として 1 年以上勤務し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等
- ・ 消防団長が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等



京都市学生消防団活動証明書

■ 京都市消防団協力事業所表示制度

平成 26 年 10 月から事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるとともに事業所による消防団活動への協力を促進し、消防団員の確保を図ることを目的として、「京都市消防団協力事業所表示制度」を開始しました。

平成 30 年 4 月現在で 89 事業所を認定しています。

【認定の要件】

消防関係法令上の違反がなく、次の要件のいずれかに適合することが必要です。

- ・ 2 名以上の従業員が消防団に入団しており、かつ、消防団活動に配慮している事業所等
- ・ 事業所等の資機材等を活用する機能別分団に従業員が入団している事業所等
- ・ その他市長が特に消防団活動に協力していると認める事業所等



京都市消防団
協力事業所表示証

消防団の装備品

■ 一般装備品

警 戒 ロ ー プ	携 帯 ラ イ ト ※一部 LED タイプ	安 全 ベ ス ト	現場保存用小型テント
警 戒 テ ー プ	ワイヤレスアンプー式	分団旗（一式）	キャップライト
電 気 メ ガ ホ ン	トランシーバー	高 張 提 灯	救 命 胴 衣
デジタル無線受令機	は し ご	懸 垂 幕	AED収納ボックス
自動体外式除細動器 （AED）	携 帯 無 線 機	ベルト付水筒	手 回 し 充 電 ラジオ付ライト
	投 光 器 一 式	携 帯 な た	ス コ ッ プ



投光器一式



消防団旗



高張提灯

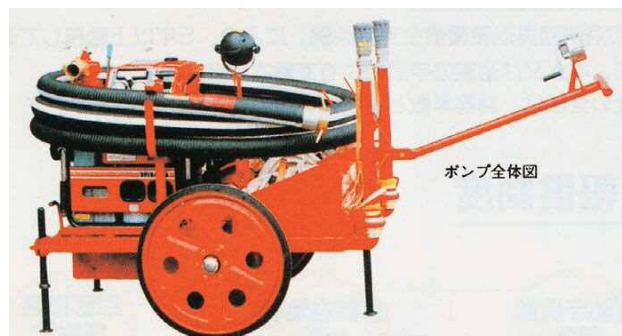
デ ジ タ ル
無 線 受 令 機



A E D

■ 消火活動用装備品

小型動力ポンプ一式	消 火 栓 キ ー	と び 口	ホ ー ス バ ッ ク
ホ ー ス	防火水槽開閉金具	組 立 式 水 槽	台 車
管 そう ・ ノ ズ ル	5 0 ミ リ ホ ー ス	燃 料 携 行 缶	ホースバンテージ



■ 救助・救護活動用装備品

救 護 用 テ ン ト	ジ ャ ッ キ	ワイヤーカッター	担 架
手 斧 (大, 小)	ハ ン マ ー	つ る は し	点 滅 式 ラ イ ト
可 搬 式 ウ イ ン チ	バ ー ル	ス コ ッ プ (平, 剣)	可 搬 式 散 水 装 置
二 っ 折 れ は し ご	の こ ぎ り	救 命 ロ ー プ	防 水 シ ー ト
折 り 畳 み 式 リ ヤ カ ー		フ ロー テ ィ ン グ ロ ー プ	救 命 浮 環



京都市消防団の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局発足 (4 課 1 校 6 消防署体制)
昭和 23 年 6 月 1 日	京都市消防団条例制定, 公布 (警防団から順次消防団に移行準備)
昭和 23 年 8 月 17 日	京都市の消防団結成(結成式典 中京区明倫小学校) (上, 北野, 加茂, 下, 八坂, 深草各消防団 6 消防団 146 分団定員 3,940 人で発足)
昭和 24 年 4 月 1 日	愛宕郡 8 箇所(雲ヶ畑, 岩倉, 八瀬, 大原, 静市野, 鞍馬, 花背, 久多各村), 京都市に編入 (6 消防団 154 分団定員 4,480 人)
昭和 24 年 4 月 1 日	中京消防団が発足—1 行政区 1 消防団制の確立 (7 消防団 157 分団定員 4,480 人)
昭和 26 年 3 月 1 日	乙訓郡 3 箇所村(久我, 羽束師, 大枝各村), 京都市に編入 (7 消防団 158 分団定員 4,805 人)
昭和 30 年 9 月 1 日	行政区の分割に伴い, 北消防団, 南消防団発足 (9 消防団 159 分団定員 4,805 人)
昭和 32 年 4 月 1 日	京都市消防団指導要綱の制定 (常備消防の充実と無火災都市建設のため, 消防団の体制を災害現場活動を中心とした体制から, 市内を甲, 乙, 丙の 3 地域に区分し, 消防事象に即応した予防活動, 災害現場活動両面に対応できる体制へ移行しました。特に市街地の消防団の活動については, 主として自主防火体制の充実など火災予防の推進活動等を中心に市民の指導を行うとともに, 災害現場において警戒区域の設定, 群衆整理, 人命救助など支援活動を行うこととしました。これに伴い, 市街地の消防団に配置していたポンプを山間部等の消防団に配置換えしました。)
	久世郡淀町, 北桑田郡京北町広河原地区, 京都市に編入 (9 消防団 162 分団定員 4,945 人)
昭和 34 年 11 月 1 日	乙訓郡久世村, 大原野村, 京都市に編入 (9 消防団 164 分団定員 5,085 人)
昭和 39 年 8 月 5 日	京都市消防団員退職報償金支給条例の制定 (消防団員の永年の労苦に報いるため, 退職報償金制度を創設し, 処遇を改善)
昭和 40 年 5 月 1 日	京都市消防団指導要綱の改正 (市内の地域区分を 2 区分 (甲, 乙) へ)
昭和 41 年 7 月 7 日	消防団員数の適正化 (9 消防団 165 分団定員 4,550 人)
昭和 48 年 9 月 20 日	京都市消防団施設新築等補助金交付規則の制定 (消防団の用に供する器具庫, 詰所, ホース乾燥台の新築等に要する経費の一部を補助する制度を創設)
昭和 51 年 10 月 1 日	行政区の分割に伴い, 山科消防団, 西京消防団発足 (11 消防団 176 分団定員 4,550 人)
昭和 61 年 5 月 1 日	京都市消防カラーガード隊(きょうとファイヤーエンジェルス)誕生
平成 4 年 10 月 1 日	女性消防団員の採用開始 (5 消防団 11 分団において, 女性団員 42 人採用)

平成 7 年度～8 年度	大規模災害対策器材の配置 (阪神・淡路大震災を教訓に市内の消防団に小型動力ポンプなどの放水活動器材やウインチ, ジャッキなどの救助活動器材を配備し, 大災害時の活動能力を強化)
平成 11 年度	消防団のあり方(より魅力ある消防団づくり)検討委員会の設置 (市内 11 消防団すべてに消防団の組織や活動, 地域との連携等について検討する委員会を設置)
平成 12 年度	消防団活動のあり方(より魅力ある消防団づくり)検討に係る市民懇話会の実施 (各行政区から選考された市民により, 地域における消防団の役割や幅広い世代から指示される消防団について検討)
平成 12 年 10 月 1 日	京都市消防団の運営指導に関する規定の制定 (甲乙の市内地域区分を廃止し, 管轄区域により指定消防団を指定)
平成 17 年 4 月 1 日	北桑田郡京北町, 京都市に編入 (11 消防団 204 分団定員 4,970 人)
平成 17 年 10 月 1 日	西京消防団, 福西分団発足 (11 消防団 205 分団定員 4,970 人)
平成 21 年 11 月 24 日	中京消防団に機甲分団発足 (大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に, 重機等を活用し人命救助に特化した活動を行うために発足)
平成 22 年 3 月 19 日	すべての消防団に応急救護分団発足 (応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護等に特化した活動を行うために発足)
平成 25 年度	消防団 100 人委員会 U-35 の開催 (35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」を開催)
平成 26 年度	消防団充実強化実行チームの結成 (「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため, 有志の消防団員を募り結成)
平成 27 年 4 月 1 日	京都市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の改正 (任用資格の拡充, 報酬制度の創設)
	京都市学生消防団活動認証制度の創設 (大学等に通学しながら消防団活動に取り組み, 地域社会に貢献した学生の功績を認証する制度を創設)
平成 27 年度	京都市消防団防災ハイスクールの実施 (消防団員が地元の高等学校に出向き, 消防団活動の体験を中心とした防災教育を行う取組を開始)
平成 28 年 4 月 1 日	北, 山科, 下京, 南, 右京及び西京の各消防団に機甲分団発足 (機甲分団の拡充及び災害対応力向上のため, 中京機甲分団を構成していた各事業所を, その所在地を管轄する各消防団に編制替えするとともに中京機甲分団を廃止)
平成 28 年 10 月 1 日	左京消防団に機甲分団発足
平成 29 年 4 月 1 日	中京消防団に機甲分団発足
平成 29 年度	女性消防団員防火安全指導隊の創設
	本団付け消防団員の入団
平成 30 年度	京都市ジュニア消防団の発足

応急手当の普及啓発

応急手当の普及啓発

目の前で人が倒れた場合に、居合わせた人がすぐに応急手当を始めれば、救命率は向上します。京都市消防局では、一人でも多くの市民の皆様に応急手当の知識や技術を身に付けていただくため、救命講習を開催しています。



平成 16 年 7 月に、一般市民による A E D (自動体外式除細動器) の使用が認められたことから、A E D の使用方法等を含めた「普通(上級)救命講習」や「応急手当普及員講習」を実施しています。

さらに、平成 24 年 4 月から小学 5・6 年生を受講対象とした「救命入門コース」、平成 26 年 2 月から中学生・高校生を受講対象とした「e-ラーニングを活用した普通救命講習」を開始しました。

当局では、平成 16 年度に「いざというときに応急手当のできる人づくり推進計画」を策定するとともに、応急手当の普及啓発を積極的に推進しており、平成 30 年 3 月末で救命講習修了者は延べ 52 万人を超えました。

また、A E D の設置促進のための事業所間ネットワークである「安心救急ネット京都」や救急事故発生時に通報の支援や応急手当をしていただく「安心救急ステーション」と連携を図り、応急手当の普及啓発をより一層推進します。

[救命講習関係の統計はこちら（年報）](#)

[救命講習関係の統計はこちら（事業概要）](#)

消防音楽隊の活動

消防音楽隊の活動

消防音楽隊は、昭和 30 年 12 月に発足し、平成 27 年 12 月に 60 周年を迎えました。

音楽を通して、「ひと・まちの『絆』でつくる安心都市・京都」の実現を目指し、京都市内 5 箇所(キタオオジタウン、ゼスト御池、京都駅前地下街ポルタ、イオンモール京都桂川、パセオダイゴロー) で毎月開催している「防火ふれあいコンサート」をはじめ、市内各地で実施される防火・防災行事等に出場し、音楽を織り交ぜながら市民の皆様には防火・防災を呼び掛けています。

また、パネルシアターや替え歌を取り入れるなど分かりやすい防火・防災啓発をモットーに、演奏会場の広さに応じた演奏形態や、対象者の年代等に合わせた演奏プログラムで柔軟に対応し、市民の皆様との「ふれあい」を大切に、きめ細かな活動を行っています。



[消防音楽隊の演奏状況はこちら（年報）](#)

[消防音楽隊の演奏状況はこちら](#)

[京都市消防音楽隊のあゆみはこちら](#)

消防カラーガード隊の活動

京都市消防カラーガード隊は、昭和 61 年 5 月に発足し、平成 28 年 5 月に 30 周年を迎えました。女性消防団員により編成され、「きょうとファイヤーエンジェルス」の愛称で、ストレートトランペットやフラッグなどを用いて、消防音楽隊の演奏に合わせて華麗な演技を披露し、防火・防災の啓発活動に努めています。



消防学校の沿革

消防学校の沿革

京都市消防学校は、昭和 23 年 3 月 7 日の京都市消防局発足と同時に東山区智積院山内の旧京都府消防練習所に設置され、昭和 25 年 1 月に伏見区深草越後屋敷町に移転して同地で 59 年間を経た後、平成 21 年 4 月に現在地へ移転しました。

■ 京都市消防学校の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局発足に伴い、消防学校を設置 (東山区東大路通七条南入東瓦町 24 番地 智積院山内 (旧京都府消防練習所))
昭和 25 年 1 月 11 日	伏見区に新築移転 (伏見区深草越後屋敷町 61 番地)
昭和 42 年 12 月 20 日	校舎を木造建物から耐火建物に建替え
昭和 49 年 10 月 19 日	屋内訓練場を新設
昭和 52 年 7 月 12 日	水上訓練場を新設
昭和 54 年 6 月 4 日	高層訓練塔を新設
平成 21 年 4 月 1 日	現在地に新築移転 (南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 21 番地の 3) ※ 消防活動総合センター(消防学校や訓練 施設等)として運用開始
平成 29 年 4 月 1 日	京都府立消防学校と教育訓練の共同化を 開始



昭和 25 年頃の消防学校



昭和 55 年頃の消防学校

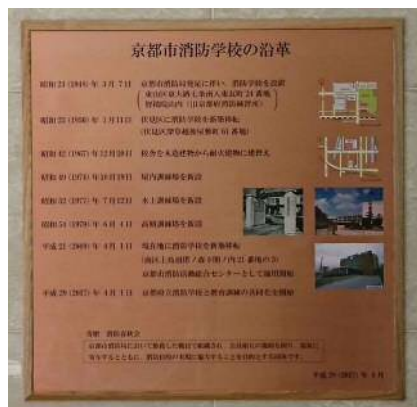


現消防学校（南区）

■ 歴史銘板

京都市消防局で勤務されていた職員で組織されている「消防春秋会」から、京都市消防学校の沿革を明示した銘板を寄付していただき、消防学校内に設置しました。

この銘板は、消防学校の足跡を紹介するとともに、現消防学校しか知らない若手職員にはこれまでの歴史を伝え、また、各種教育等で来校するベテラン職員には自身の初任教育生時代を思い出し、消防人としての原点に立ち返るきっかけにもなるものです。



消防春秋会から寄付いただいた銘板



1 階エントランスの北側壁面に設置

消防職員・団員の教育

消防職員・消防団員の教育

「消防活動総合センター」の各施設を活用した実践的な教育・訓練を行い、高度な知識と能力を備えた職員・団員を育成します。

職員教育の体系

消防職員教育の種別や基本計画，教育体制，効果測定等について規定された京都市消防職員教育規程に基づき，教育基本計画や年度計画を定め，職員教育を行っています。

職場教育	職務遂行に必要な知識，技能等について職場単位で行う教育
学校教育	職員を一定期間集合させ，管理監督能力や専門的知識を修得させる教育
主管課教育	局の各課が主管業務を担当する職員を対象に行う教育で，学校教育を除いた教育
派遣教育	本市行財政局や消防大学校等の教育機関へ職員を派遣して行う教育

職員の学校教育

■ 初任教育

新規に採用の消防職員に対して，規律や共同精神を学びながら消防の責務を理解させ，職務に必要な基礎知識や技術を修得させる教育を行っています。

■ 幹部教育

職責に応じて必要な判断能力，職務遂行能力，管理監督能力等を向上させるため，現任の幹部職員に対して教育を行っています。

■ 専科教育

予防，警防業務等において必要な専門的知識と技術を修得させるため，現任の職員に対して教育を行っています。

■ 特別教育

初任・幹部・専科教育以外の教育で，社会人としての素養を向上させるための教育や救急救命士養成課程等，業務遂行上必要な資格取得のための教育を現任の職員に対して行っています。



消防体育の推進

消防隊等の災害現場活動や大規模災害時の活動に必要な体力と精神力を確保するため，組織全体として職員の体力管理（消防体育）を推進しています。各所属に体育管理者，体育副管理者，体育推進者を配置し，職員の体力管理を行うとともに，業務に必要な体力練成を積極的に行う体制を構築しています。

また，体力測定結果等から個々の体力を的確に把握，体力診断システムを活用し，職員一人一人に適した目標と練成メニューの設定を行うなど，効率的に体力の維持管理を行っています。

消防団員教育

消防団幹部を対象とした「副団長教養講座」，「分団長・副分団長教育」，「大規模災害指揮教育」，「部長教育」，新入団員を対象とした「普通教育」，「機甲分団員教育」，「応急救護分団員教育」，専門的な知識・技術を身に着けるための専科教育「運転員・機関員教育」，「警防教育（水災課程・震災課程）」，消防団活動に必要な資格取得等を行う特別教育「第三級陸上特殊無線技士資格取得講習」，「応急手当普及員資格取得講習」，「女性消防団員防火安全指導隊研修」等を通じて市民指導能力の向上を図るとともに，水災や地震等の大規模災害に備えて小型動力ポンプや救助活動用器材等を活用した訓練を行っています。

職員教育・消防団員教育の実施状況はこちら（年報）

広報・広聴活動

市民の皆様と共に、消防行政を効果的に推進するため、日頃から「市民の声」に耳を傾けるとともに、市民の皆様が知りたい情報、暮らしの安全確保に役立つ情報などをタイムリーに提供して、消防行政への理解と協力が得られるよう、積極的な広報・広聴活動を実施しています。

主な広報活動

■ 市民しんぶんや報道機関等を通じた広報

各種事業や防火防災行事等について、市民しんぶんへの掲載や、市政記者クラブ等を通じた新聞・テレビ等の報道機関への広報発表を行っています。

■ 印刷物やビデオ等を通じた広報

防火運動の推進や防災知識の普及啓発等を積極的に行うため、消防局や消防署でポスター、ビラ、リーフレット等の印刷物を作成し、防火・防災行事など様々な機会に活用しています。

また、消防署や市民防災センター等における消防を紹介するオリジナルビデオの上映や、写真・イラストによる広報パネル等の展示により、上映、展示し、広く市民の皆様防火・防災を呼び掛けています。

京都市消防局動画一覧はこちら

■ インターネットによる情報発信

平成9年7月から消防局ホームページを開設し、平成22年1月から消防局ホームページモバイル版を開設し、防火・防災情報の発信を行っています。市民の皆様にとって更に使いやすく見やすいものとするため、音声読上げ、文字拡大、配色変更などの機能を有し、高齢者や障害のある方々にも使いやすいように更なる充実を図り、防火・防災情報をあらゆる市民の方々への的確に発信するよう努めています。また、平成25年10月からは消防局フェイスブック及びツイッターを開設し、タイムリーな情報発信を行っています。

京都市消防局ホームページ

京都市消防局フェイスブック

京都市消防局ツイッター

京都市消防局ホームページはこちら

京都市消防局フェイスブックはこちら

京都市消防局ツイッターはこちら

■ 災害情報自動案内システム

平成 27 年 5 月から、災害情報自動案内システムの運用を開始し、災害発生場所等の情報を京都市消防局のホームページに掲載しています。



災害情報案内

お知らせ

災害情報 2015年3月26日（9時19分現在）

【災害】
3月26日午後6時頃、左京区一帯で河原町駅付近の災害に、消防等が出動しています。

災害発生MAP

災害発生あり
災害発生なし

携帯サイトのご案内

ご利用の携帯電話からアクセスする場合
には以下のアドレスを入力して下さい。
また、パソコン・タブレット端末から利用の方は、下のバーコードを読み取るアドレスが表示されます。

本日の災害出動件数 2015年3月26日（9時19分現在）

種別	火災	救急	救助	その他	合計
出動件数	1件	50件	1件	1件	53件

■ 国際交流・視察研修等

各種団体や国内外の行政関係者などによる消防庁舎、機械器具、組織運営等についての視察研修を受け入れ、消防防災業務を分かりやすく説明し、当局の消防行政への理解と認識が深まるよう努めています。



主な広聴活動

市長への手紙をはじめ、コールセンターへの問合せ、消防の相談電話、Eメール、防火防災指導等を通じて市民の皆様から寄せられた要望や苦情、問合せ等を受け付けています。

広報・広聴活動の統計はこちら（年報）

広報・広聴活動の統計はこちら

市民防災センターの紹介

災害から生命や暮らしを守るためには、市民の皆様一人一人が、普段から我が家、我がまちを災害から守るという心構えを持ち、災害に強いまちづくり、人づくりに努めることが大切です。

市民防災センターは、市民の皆様に、災害の疑似体験を通じて、防災に関する知識や技術を身につけていただき、防災行動力の向上を図ることを目的とした施設として、平成7年9月1日に開館し、平成26年3月には都市型水害に関する内容を充実させました。

市民防災体験の科目と内容

■ 体験プログラム

映像体験室	京都の地震をはじめとした各種災害の歴史や恐ろしさ等について紹介します。
地震体験室	震度1から7までの横揺れを体験し、地震発生時の心構えと日頃の備えについて考えていただきます。
消火訓練室	モニターに火災の映像を映写し、訓練用消火器や屋内消火栓で消火します。
総合訓練室	物品販売店舗やホテル、共同住宅など様々に設定できる模擬建物内で火災発生時の行動手順についての総合的な訓練を行います。
強風体験室	強風発生装置により、風速32mの強風下における行動の困難性を体験します。
避難体験室	ホテル火災をリアルに再現し、普段経験できない煙の中の避難行動を体験します。
都市型水害体験コーナー (4Dシアター迫りくる地下街の恐怖)	4D(立体映像+座席振動)で地下街への浸水の恐怖を表現し、水災害が予測されるときに行動について考えていただきます。
くらしの安全コーナー (応急手当体験)	救急訓練人形を使用して、応急手当の要領を実習します。



市民防災センター



地震体験室



避難体験室



4Dシアター 迫りくる地下街の恐怖

■ 自由体験コーナー



都市型水害体験コーナー



キッズ・ファイヤーランド（出動!! こども消防隊、消防士に大変身!!）



防災行動体験コーナー



消防ヘリコプター（シミュレーター・エアレスキューパイロット）



通報訓練コーナー



なんでも消防情報館



くらしの安全コーナー

防火・防災指導

「防災週間」や「防災とボランティア週間」、学校等の休み期間中に、講演会や防災フェア等のイベントを開催し、防火・防災思想の普及啓発を図っています。

[防火・防災イベントの実施状況はこちら（年報）](#)

各種講習

事業所における防火管理・防災管理に必要な知識や技能を習得していただくための講習や、応急手当普及の一翼を担っていただく方を養成するための講習を実施しています。

- 甲種防火管理講習（新規講習・再講習）
- 乙種防火管理講習
- 防災管理講習（新規講習・再講習）
- 防火・防災管理講習（新規講習・再講習）
- 自衛消防業務講習（新規講習・再講習）
- 防火対象物点検資格者講習（本講習・再講習）
- 防災管理点検資格者講習（新規講習・再講習）
- 防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習
- 応急手当普及員講習（本講習・再講習）
- 普通救命講習
- 上級救命講習

[市民防災センターにおけるイベントの実施状況はこちら（年報）](#)

[防火管理講習等の実施状況はこちら（年報）](#)

[市民防災センターの来館者数はこちら（記録）](#)

消防装備・安全運転教育・車両整備等

消防装備

災害現場活動に必要な消防装備の各種点検や更新，空気呼吸器等の高圧空気の製造充填を行い，消防装備の充実強化を図るとともに，大規模災害や特殊災害に対応するため，消防活動総合センターに備蓄倉庫を設け，消防器材や化学消火薬剤を一元管理して，あらゆる災害に対して直ちに供給できる体制を整えています。

■ 備蓄消防装備

消防活動総合センターの備蓄倉庫では，京都市内での大規模災害発生時に備えて備蓄消防装備の保管と管理を行っています。

また，支援課特別装備隊が，災害現場で不足している消防器材や化学消火薬剤等を迅速に災害現場へ搬送する体制を整えています。

大規模災害用器材	小型動力ポンプ，コンクリート粉砕器具，削岩機，エンジンカッター，チェーンソー，空気呼吸器，空気ボンベ，酸素ボンベ，立入禁止テープ，エアートント，可搬式組立水槽等
化学消火薬剤	メガフォーム，ドライケミカル，ハイフォーム，浸透剤
水災用器材	越水止め水のう，河川等止水シート，丸シャベル，つるはし，両口ハンマー等



備蓄倉庫

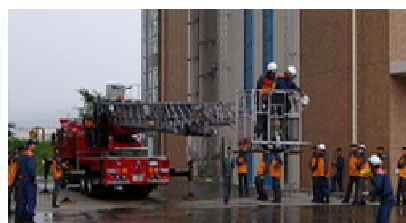
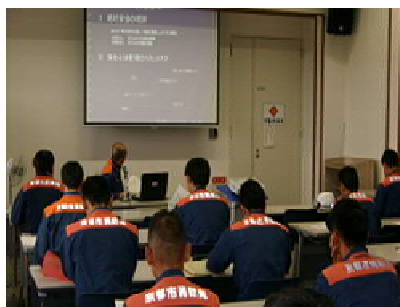


定置式空気製造施設

[消防装備・運転教育の統計はこちら（年報）](#)

安全運転教育等

消防車等の運転技術の維持向上を目指し、安全運転教育や訓練を実施するとともに、交通事故防止対策にも積極的に取り組み、併せて操作技術を向上させるための技術指導を行っています。



項 目	主 な 実 施 場 所
職 場 に お け る 安 全 教 育 (安全運転管理者・外部講師等)	各 消 防 署
安全衛生委員会等における検討	各 消 防 署
危 険 予 知 訓 練	各 消 防 署
交 通 事 故 防 止 の 事 例 検 討	各 消 防 署
安全運転向上訓練(機動二輪車)	消 防 活 動 総 合 セ ン タ ー
安 全 運 転 技 能 向 上 訓 練	消 防 活 動 総 合 セ ン タ ー
消 防 機 械 操 作 指 導	消 防 活 動 総 合 セ ン タ ー

車両等整備状況

消防活動総合センターの車両整備工場では、近畿運輸局の指定自動車整備工場の認定を受けており、継続検査整備、定期点検整備(3箇月点検, 12箇月点検, 24箇月点検)や臨時整備を実施するとともに、消防ポンプやはしご車, 化学車等の特殊装備の点検整備も行っています。

また、市内各消防署では、整備管理補助者により、各所属配置の消防車両等の定期点検(6箇月)を行っています。

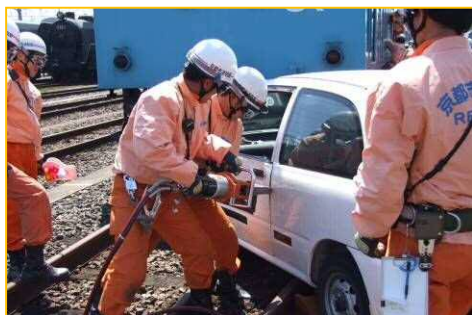


消防救助活動器材

消防救助活動用器材の種類等

火災，救助等の各種災害活動用器材を配備して有効に活用しています。

器具の種類	器具の内容
放水器具	ホース（50 mmホース，65 mmホース），放水ノズル（ガンタイプ，ストレート，米田式，切替え），泡ノズル，高発泡発生装置（発泡装置），放水銃座，放水砲，小型動力ポンプ，ジェットシューター
救助器具	マット型空気ジャッキ，救助用ロープ，油圧式救助器具，かぎ付はしご，三連はしご，チェーンソー，可搬式ウインチ，削岩機，電動鋸，携帯式溶断器，救命索発射銃，空気式救助マット，救助担架，緩降機，救助用支柱器具，救助用縛帯，潜水器具，救助ボート，救命浮環，救助検索棒，空気切断器，画像探索機，地中音響探知機，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地震警報器，電磁波探査装置，二酸化炭素探査装置，水中探査装置
保安器具	ウェットスーツ，ドライスーツ，放射線防護服，化学防護服，救命胴衣，空気呼吸器，空気ボンベ，循環式酸素呼吸器，放射線測定器，有毒ガス測定器，酸素欠乏爆発ガス警報器，可燃性ガス検知器，可搬型ガスクロマトグラフ質量分析装置，生物剤検知装置，化学剤検知器
大規模災害対策用備蓄器材	大地震災害用小型動力ポンプ，小型ポンプ（台車付），可搬式放水砲，折たたみリヤカー，可搬式照明器具，携帯用救助工具，コンクリート破砕器，油圧鉄線鋏，鉄筋カッター，レスキューザック，長尺バール，燃料携行容器，サバイバルシート
その他	船外機，可搬式発動発電機，投光器，可搬式排煙機，可搬式組立水槽，ウォーターバケット，可搬（携帯）無線機，除染シャワー，H I D携帯型照明装置



鑑 識 機 材

鑑識機材の状況

■ 京都市消防局所有の主な鑑識機材

デジタルマイクロスコープ	レンズを交換することで、20～200 倍まで拡大して撮影することが可能で、短絡痕や亜酸化銅の見分を行っている。
超音波洗浄器	超音波で水を振動させることで、付着した汚れを取り除くことが可能。
電気炉	1, 150℃まで温度上昇させることが可能。
定温乾燥器	自然発火の再現実験等に使用。
データロガー	温度測定したい箇所にセンサーを取り付けることで、温度と時間経過を記録することが可能。
ガスクロマトグラフ 質量分析計	焼き残存物や水溶液に含まれる油分の分析に使用。 試料を気化し、分離した成分を抽出する。
フーリエ変換赤外分光光度計	固体、液体の成分同定に使用する。
熱重量示差熱分析装置	試料と基準物質を一定速度で温度上昇させながら、重量変化等を測定し、燃焼性状等が確認できる。
ヒートガン	火災熱によって溶着した樹脂製品等を軟化させて離脱する際などに使用する。約 600℃の熱風を発生させることが可能。



デジタルマイクロスコープ



電気炉



ガスクロマトグラフ質量分析計



熱重量示差熱分析装置

■ 機動鑑識車と積載機材（総務省消防庁無償貸付）

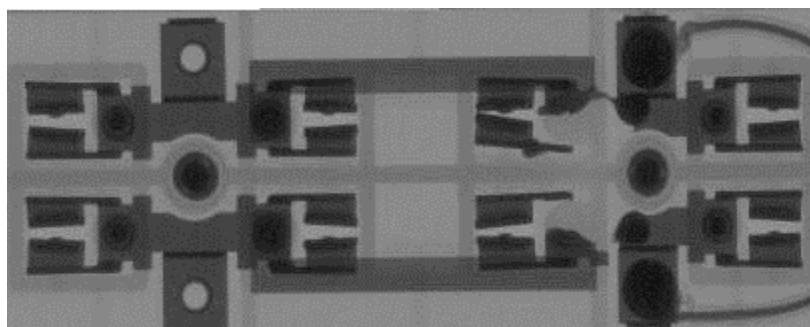
エックス線透過装置	表面部材を破壊することなく内部部品の状態を把握可能。
デジタルマイクロスコープ	レンズを交換することで、5～200 倍まで拡大して撮影することが可能で、短絡痕や亜酸化銅の撮影を行っている。
赤外線サーモカメラ	物体温度を遠隔で測定可能。
データロガー	温度測定したい箇所にセンサーを取り付けることで、温度と時間経過を記録することが可能。
超音波厚さ計	配管等の厚さを測定することができる。
硬さ計	金属部材等の硬度を測定することが可能。
超音波カッター	超音波でカッターを振動させ切断することが可能。
レーザー距離計	直線距離を遠隔測定することが可能。
静電電位測定器	帯電電位を非接触で測定することが可能。
デジタルビデオカメラ	記録用
デジタルカメラ	記録用



機動鑑識車



デジタルマイクロスコープ



X線透過装置により撮影した物品